

瑞上下審第4号
令和2年11月12日

瑞穂市長 森 和 之 様

瑞穂市上下水道事業審議会
会長 横 井 祐 一



瑞穂市水道事業ビジョンの策定について（答申）

令和2年8月20日付け瑞上第155号で諮問のあった標記の件について、
慎重に審議した結果、ここに結論を得たので、別紙のとおり答申します。

答 申

1 はじめに

瑞穂市の水道事業は、これまで利用者の信頼向上に取り組むとともに、安定した事業運営を続けてきた。全国的な人口減少傾向に対し、瑞穂市の人口は現在においても増加傾向にあることから、水道水の給水量は今後も一定の伸びが見込まれるものの、この先10年においては、人口、給水量ともにピークを迎え、減少局面に入ることが見込まれている。水道は市民生活にとって欠かすことのできない必要不可欠なライフラインであり、安全で良質な水道水を将来に渡り安定的に供給していくためには、中長期的な事業計画と目標を持って事業運営に当たって行くことが求められる。今般、「瑞穂市水道ビジョン（以下「前ビジョン」という。）」の計画期間が満了することに伴い、新たな「瑞穂市水道事業ビジョン（以下「新ビジョン」という。）」の策定について、本審議会に諮問がなされ、審議事項について3回にわたり慎重に審議を行った。

2 新ビジョンについて

新ビジョンでは、前ビジョンの基本理念「安全で安定した水をいつまでも」を継承し、「安全」、「持続」、「強靱」の3つ観点から基本方針と6つの基本目標が設定され、基本目標に対する現状と課題を整理したうえで、12の実施施策や11の目標設定がなされており、それらの内容は妥当なものであると判断する。

3 投資・財政計画（経営戦略）について

今後10年間の投資・財政計画である「経営戦略」については、新ビジョンの計画期間と整合を図るため今般改定され、経営基盤の強化と持続可能な事業経営の推進における経営の基本計画として、「投資及び財政計画（瑞穂市水道事業経営戦略）（以下「経営戦略」という。）」として新ビジョン第7章に組み入れられた。経営戦略では、水道管を主とする水道施設の老朽化や耐震化に伴う投資の増嵩に対し、持続可能な事業経営を継続していくための財源確保策、計画的な施設の更新、投資の平準化等について検討を行った。

財源確保策については、企業債の活用、水道料金の改定、繰入金の見直しな

ど、その必要性が今後高まっていくことに対する認識は共有できたものの、計画期間である今後10年間で見た場合、経常収支が今後も黒字であること、資金残高は4割程度減少する見込みであるものの、10年後においても一定の運転資金が確保される見込であることなどから、現時点においては、資金残高の推移を注視しながら、財源確保策について継続して検討していくことが妥当と判断できる。

計画的な施設の更新、投資の平準化については、水の安定供給において水道施設の維持・更新は不可欠な要素である一方、高度成長期に大量に整備された水道施設を将来に渡り維持・更新していくことにもなり、更新時期を迎える施設が一定期間に大量に集中発生するため、これらの資産を更新するには、高度成長期と同程度かそれ以上の集中投資が必要となる。本格的な人口減少社会を迎えるなか、水道施設に限らず道路や橋、学校、公民館など、あらゆる都市インフラが抱える大量更新問題は、水道事業が単独で解決できるものでないが、限られた財源のなかで、将来の水道事業にとって効果的で効率的な投資を行っていくことがより一層求められる。

施設の更新においては、更新基準の見直しにより施設のライフサイクルコストの縮減を図ることや、予防保全型の施設管理を推進することなど、既存施設の長寿命化を図りながら、必要な施設更新を計画的に実施していくことが明示されている。投資の平準化については、アセットマネジメントによる長期的な財政収支見通しを基に、目安となる投資限度額の設定がなされており、財政運営上過度な投資レベルではないことを確認した。

以上から、本審議会は新ビジョンにおける経営戦略の内容を妥当なものであると判断する。

4 おわりに

新ビジョンに掲げる施策を推進していくに当たり、水道事業を取り巻く情勢の変化に柔軟に対応するとともに、定期的に事業の評価や検証を行い、適宜施策の見直しを行うことが必要と考えられる。なお、今後留意されるべき事項を以下のとおり附帯意見として申し添える。

最後に、本審議会の答申を尊重し、新ビジョンに掲げる取組が着実に実施されることを節に願う。

【附帯意見】

(1) 財源確保策の検討時期について

経営戦略において、計画期間内における経常損益は黒字であることが見込まれているが、大規模災害等による場合を除き、経常損益が赤字化する恐れがある場合においては、その前段階で財源確保策の検討を行うべきである。

また、大規模災害等により、一定期間料金収入が見込めない事態などを想定した場合、水道事業を継続できる程度の資金確保が必要であるものと考えられるため、保有すべき資金残高を1年分の経常費用相当の概ね5億円とし、資金残高がこの額を下回る恐れが生じる際は、速やかに財源確保策の検討を開始することを進言する。

(2) 水道料金について

将来的に水道料金の改定（値上）が必要になるものと想定されるが、生活インフラを支える公共料金として、下水道使用料の料金水準にも配慮する必要がある。料金水準の設定に当たっては、近隣市町の料金水準とバランスがとれたものとすべきであり、負担の公平性を図ることを前提とした料金体系の見直しも必要と考えられる。

(3) 広域連携について

広域連携については、広域化推進プランが策定され、広域化・共同化の進展が見込まれるが、健全経営が続く当市の水道事業に与える影響が懸念されるため、具体的な連携の検討に当たっては、水道事業者間で相互に相乗効果が見込めるような内容となるよう留意すべきである。

(4) 人員確保と技術の継承について

業務量、事業規模に見合った数の人員によって、水道事業が運営されるべきである。また、人事異動や定年退職などによる水道部局の技術力低下が懸念されるため、事業運営に必要な知識や技能を確実に引き継いでいくための方策を早期に確立すべきである。

(5) 危機管理対策の強化について

自然災害により水道施設が被災した場合、迅速な応急復旧体制の構築、断水による応急給水活動などへの対応が求められることになるが、机上のマニュアルだけでなく、実際にそれを見れば誰でも行動できるマニュアルの策定がなされることが望ましい。また、当市の自然災害として危惧される水害対策については、水源地施設の浸水対策なども併せて検討されたい。

令和2年度瑞穂市上下水道事業審議会審議経過

| | 開催年月日 | 審議内容 |
|-----|------------|---|
| 第1回 | 令和2年8月20日 | <p>(諮問)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「瑞穂市水道事業ビジョンの策定について」 <p>(議事)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水道事業ビジョンについて ・上水道事業について ・水道ビジョンの総括について ・その他 |
| 第2回 | 令和2年9月17日 | <p>(議事)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・課題・施策・目標について ・水道料金について ・SDGsについて |
| 第3回 | 令和2年10月22日 | <p>(議事)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・瑞穂市水道事業ビジョン素案について ・答申について |

瑞穂市上下水道事業審議会委員名簿

| 役 職 | 氏 名 | 所属する団体等 | 備 考 |
|-----|--------|-------------------|-----|
| 会 長 | 横井 祐一 | 朝日大学経営学部 准教授 | |
| 副会長 | 田中 隆秀 | (前) 瑞穂市自治会連合会 役員 | |
| 委 員 | 青木 富士夫 | 受益者の代表 | 公募 |
| 委 員 | 川島 圭二 | ぎふ農業協同組合 本店融資審査課長 | |
| 委 員 | 迫田 義一 | 瑞穂市商工会 会長 | |
| 委 員 | 高田 里美 | 瑞穂市農業委員会 会長 | |
| 委 員 | 所 洋士 | 名古屋税理士会岐阜北支部 | |
| 委 員 | 広瀬 さき子 | 瑞穂市女性の会 研修委員 | |
| 委 員 | 広瀬 真人 | 瑞穂市経営者協会 顧問 | |

敬称省略

委員の順は五十音順